

○経済産業省令第五十五号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十一条、第十二条、第十五条、第二十七条の二及び第三十五条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十二月二十三日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 西村 康稔

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一・二 [略]

三 前条第一項の表（一）（イ）又は（五）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号煙管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイか

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一・二 [略]

三 前条第一項の表（一）（イ）又は（五）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号煙管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイ

らへまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ・ニ [略]

ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

[削る]

へ [略]

三の二 前条第二項の表(一)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講

からへまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 建築物の入口の扉は、厚さ二ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものとし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ハ・ニ [略]

ホ 建築物には、自動警報装置(装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあつ

ては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

へ 建築物に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ト [略]

三の二 前条第二項の表(一)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホからへまでの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 入口の扉は、厚さ四・五ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の内開きの防火扉

ずること。

ハ、ヘ [略]

四 前条第一項の表(1) (イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号炸管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ロ、ハ [略]

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

[削る]

ホ [略]

四の二 前条第一項の表(1) (ロ)及び(2)

とし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)

)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ハ、ヘ [略]

四 前条第一項の表(1) (イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号炸管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかわらず、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ロ、ハ [略]

ニ 設備には、自動警報装置(装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

ホ 設備に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ [略]

四の二 前条第一項の表(1) (ロ)及び(2)

）から（4）までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること

イ〜ホ [略]

五 [略]

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一〜三 [略]

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である

）から（4）までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからへまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること

イ〜ホ [略]

五 [略]

（地上式一級火薬庫の位置、構造および設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一〜三 [略]

四 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火

二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

五〜十四 [略]

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五〜十四 [略]

十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。

十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 三 [略]

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。

五 八 [略]

(地中式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第七号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 三 [略]

四 火薬庫の入口には、鉄扉^かを設け、火薬庫の入口および火薬庫に通ずるトンネルの入口にはそれぞれ錠(なんきん錠およびえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五 八 [略]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

[削る]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火^か扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

一の三 [略]

二の四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄

は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、
廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生する
おそれのない方法により行わなければならない
い。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

一の三 [略]

二の四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類の廃棄については、次の各号

の規定を守らなければならない。

一 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発又は焼却す
ること。ただし、硝酸塩、過塩素酸塩等の水
溶性成分を主とする火薬又は爆薬（硝酸エス
テル又はニトロ基を三以上含むニトロ化合物

を含有するものを除く。）にあつては、安全
な水溶液とした後、多量の水中に流し、又は
地中に埋めることができる。

二 凍結したダイナマイトは、完全に融解した
後燃焼処理するが、又は五百グラム以下を順
次に爆発処理すること。

三 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を
掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管
付き雷管を使用して爆発処理すること。

四 導火線は、燃焼処理によるが、又は湿潤状
態として分解処理すること。

五 導爆線及び制御発破用コードは、工業雷管
、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆

2 ～ 7 [略]

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 [略]	1 [略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

2 ～ 7 [略]

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 [略]	1 [略]

九 第三号から前号までに掲げるもの以外の火工品（不発弾等を除く。）は、第三号から前号までの規定に準じて処理すること。

電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理し、又は燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

八 銃用雷管は、孔を掘って入れ、工業雷管、

等」という。）は、燃焼炉（燃焼中に美包等の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

六 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は第三号本文に規定する方式により爆発処理し、導火管部は燃焼処理すること。

発処理すること。ただし、第二種導爆線又は制御発破用コードにあつては、少量ずつ燃焼処理することができる。

2	地上式一級
	火薬庫の基準
	一〇三 〔略〕
	四 第二十四
	条第四号の
	火薬庫の入
	口の扉
	五〇十四 〔略〕

	一〇三 〔略〕
	四 火薬庫の入口の扉の設
	置の状況及び盗難を防止
	するための措置の状況を
	目視、図面又は巻尺そ
	の他の測定器具を用いた
	測定等により検査する。
	五〇十四 〔略〕

2	地上式一級
	火薬庫の基準
	一〇三 〔略〕
	四 第二十四
	条第四号の
	火薬庫の入
	口の扉
	五〇十四 〔略〕

	一〇三 〔略〕
	四 火薬庫の入口の扉の構
	造、材質及び盗難防止の
	措置の状況を、目視及び
	図面により検査し、及び
	当該扉の厚さを、巻尺そ
	の他の測定器具を用いた
	測定により検査する。
	五〇十四 〔略〕

3	〔略〕
	十五 第二十
	四条第十五
	号の盗難を
	防止するた
	めの措置
	十六 第二十
	四条第十六
	号の警鳴装
	置
	三 〔略〕

	十五 火薬庫の天井裏又は
	屋根の盗難を防止するた
	めの措置を、目視、図面
	等により検査する。
	十六 見張人を常時配置し
	ない火薬庫の警鳴装置の
	設置の状況を、目視又は
	図面により検査し、当該
	装置の機能を、作動試験
	又はその記録により検査
	する。
	三 〔略〕

3	〔略〕
	十五 第二十
	四条第十五
	号の点灯設
	備等
	十六 第二十
	四条第十六
	号の警鳴装
	置
	三 〔略〕

	十五 火薬庫の外部の点灯
	設備及び天井裏又は屋根
	の金網の有無を目視又は
	図面により検査する。
	十六 見張人を常時配置し
	ない火薬庫の警鳴装置の
	設置の状況を、目視によ
	り検査する。
	三 〔略〕

4 地中式一級
 火薬庫の基準
 一 四 [略]
 五 第二十五
 条第四号の
 火薬庫の入
 口及び火薬
 庫に通ずる
 トンネルの
 入口の扉

一 四 [略]
 五 火薬庫の入口及び火薬
 庫に通ずるトンネルの入
 口の扉の設置状況及び盗
 難を防止するための措置
 の状況を、目視、図面又
 は巻尺その他の測定器具
 を用いた測定等により検
 査する。

4 地中式一級
 火薬庫の基準
 一 四 [略]
 五 第二十五
 条第四号の
 火薬庫の入
 口の扉

一 四 [略]
 五 火薬庫の入口の扉の材
 質及び盗難防止の措置の
 状況を、目視及び図面に
 より検査する。

六 八 [略]
 5 [略]
 6 地上式二級
 火薬庫の基準
 一 第二十六
 条第一項に
 おいて準用
 する第二十
 四条第一号
 、第四号、
 第五号、第
 七号、第九

六 八 [略]
 一 第二項第一号、第四号
 、第五号、第七号、第九
 号、第十号及び第十四号
 から第十六号までに掲げ
 る完成検査の方法により
 検査を行う。

六 八 [略]
 5 [略]
 6 地上式二級
 火薬庫の基準
 一 第二十六
 条第一項に
 おいて準用
 する第二十
 四条第一号
 、第五号、
 第七号、第
 九号、第十

六 八 [略]
 一 第二項第一号、第五号
 、第七号、第九号、第十
 号及び第十四号から第十
 六号までに掲げる完成検
 査の方法により検査を行
 う。

号、第十号 及び第十四 号から第十 六号までに 掲げる検査 項目	二 [略]	二 [略]
	三 [削除]	三 [削除]

号及び第十 四号から第 十六号まで に掲げる検 査項目	二 [略]	二 [略]
	三 第二十六 条第一項第 一号の二の 火薬庫の入 口の扉	三 火薬庫の入口の扉の構 造、材質及び盗難防止の 措置の状況を、目視及び 図面により検査し、及び 当該扉の厚さを、巻尺等 の他の測定器具を用いた

四 第二十六 条第一項第 一号の二の 火薬庫の小 屋組及び屋 根	四 [略]	四 [略]
五〽七 [略]	五〽七 [略]	
七〽八 [略]		

四 第二十六 条第一項第 一号の三の 火薬庫の小 屋組及び屋 根	四 [略]	測定により検査する。
五〽七 [略]	五〽七 [略]	
七〽八 [略]		

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 「略」	1 「略」
2 地上式二級 火薬庫の基準	
一〇三 「略」	一〇三 「略」
四 第二十四 条第四号の 火薬庫の入 口の扉	四 火薬庫の入口の扉及び 盗難を防止するための措 置の維持管理状況を、目 視により検査する。

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 「略」	1 「略」
2 地上式二級 火薬庫の基準	
一〇三 「略」	一〇三 「略」
四 第二十四 条第四号の 火薬庫の入 口の扉	四 火薬庫の入口の扉の維 持管理状況を、目視によ り検査する。

五〇十四 「略」

五〇十四 「略」

十五 第二十
四条第十五
号の盗難を
防止するた
めの措置十五 火薬庫の天井裏又は
屋根の盗難を防止するた
めの措置の維持管理状況
を、目視により検査す
る。十六 第二十
四条第十六
号の警鳴装
置十六 見張人を常時配置し
ない火薬庫の警鳴装置の
設置の状況を、目視によ
り検査し、当該装置の機
能を、作動試験又はその

五〇十四 「略」

五〇十四 「略」

十五 第二十
四条第十五
号の点灯設
備等十五 火薬庫の外部の点灯
設備及び天井裏又は屋根
の維持管理状況を目視に
より検査する。十六 第二十
四条第十六
号の警鳴装
置十六 見張人を常時配置し
ない火薬庫の警鳴装置の
設置の状況を、目視によ
り検査する。

六〇八 〔略〕
 〕
 5 〔略〕
 6 地上式二級
 火薬庫の基準
 一 第二十六
 条第一項に
 おいて準用
 する第二十
 四条第一号
 、第四号、
 第五号、第
 七号、第九

六〇八 〔略〕
 一 第二項第一号、第四号
 、第五号、第七号、第九
 号、第十号及び第十四号
 から第十六号までに掲げ
 る保安検査の方法により
 検査を行う。

六〇八 〔略〕
 〕
 5 〔略〕
 6 地上式二級
 火薬庫の基準
 一 第二十六
 条第一項に
 おいて準用
 する第二十
 四条第一号
 、第五号、
 第七号、第
 九号、第十

六〇八 〔略〕
 一 第二項第一号、第五号
 、第七号、第九号、第十
 号及び第十四号から第十
 六号までに掲げる保安検
 査の方法により検査を行
 う。

3 〔略〕
 4 地中式一級
 火薬庫の基準
 一〇四 〔略〕
 〕
 五 第二十五
 条第四号の
 火薬庫の入
 口及び火薬
 庫に通ずる
 トンネルの
 入口の扉

記録等により検査する。
 一〇四 〔略〕
 五 火薬庫の入口及び火薬
 庫に通ずるトンネルの入
 口の扉並びに火災及び盗
 難を防止するための措置
 の維持管理状況を、目視
 により検査する。

3 〔略〕
 4 地中式一級
 火薬庫の基準
 一〇四 〔略〕
 〕
 五 第二十五
 条第四号の
 火薬庫の入
 口の扉

一〇四 〔略〕
 五 火薬庫の入口の扉の維
 持管理状況を、目視によ
 り検査する。

号、第十号 及び第十四 号から第十 六号までに 掲げる検査 項目	二 [略]	二 [略]
	三 [削除]	三 [削除]

号及び第十 四号から第 十六号まで に掲げる検 査項目	二 [略]	二 [略]
	三 <u>第二十六</u>	三 <u>火薬庫の入口の扉の構</u>
	<u>条第一項第</u>	<u>造、材質及び盗難防止の</u>
	<u>一号の二の</u>	<u>措置の状況を、目視及び</u>
	<u>火薬庫の入</u>	<u>図面により検査し、及び</u>
	<u>口の扉</u>	<u>当該扉の厚さを、巻尺そ</u>
		<u>の他の測定器具を用いた</u>

四 <u>第二十六</u>	四 [略]
<u>条第一項第</u>	
<u>一号の二の</u>	
火薬庫の小 屋組及び屋 根	
五〽七 [略]	五〽七 [略]
」	
7〽18 [略]	
」	

四 <u>第二十六</u>	四 [略]
<u>条第一項第</u>	
<u>一号の三の</u>	
火薬庫の小 屋組及び屋 根	
五〽七 [略]	五〽七 [略]
」	
7〽18 [略]	
」	

<u>測定により検査する。</u>	
四 [略]	
五〽七 [略]	

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。